［注１　略］ ２　申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　生年月日は、次により記載すること。 イ　年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。 ［ロ　略］ ［３・４　略］	［注１　同左］ ２　申請書に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。 ［(1)・(2)　同左］ (3)　［同左］ イ　年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。 ［ロ　同左］ ［３・４　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線従事者規則の一部改正）

第三条　無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第三号（第八条第三項関係）

改正後		
受験者が現に受けている資格者証の種類	受験する資格	免除する科目
［略］		
工事担任者（第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信に限る。）（注）	［略］	［略］
注　電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和二年総務省令第八十五号）附則第三条第十八項の規定により、なおその効力を有するものとされるＡＩ第二種及びＤＤ第二種並びに工事担任者規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第七十八号）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
受験者が現に受けている資格者証の種類	受験する資格	免除する科目
［同上］		
工事担任者（ＡＩ第一種、ＡＩ第二種、ＤＤ第一種、ＤＤ第二種及びＡＩ・ＤＤ総合種に限る。）（注）	［同上］	［同上］
注　工事担任者規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第七十八号）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。		

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条（第二表に係る改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（電気通信主任技術者試験の免除等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信主任技術者規則（以下「旧規則」という。）第十条から第十三条までの規定により試験科目の試験の免除を受けることのできる者は、それぞれこの省令による改正後の電気通信主任技術者規則（以下「新規則」という。）第十条から第十三条までの規定により試験科目の試験の免除を受けることができる者とみなす。この場合において、試験科目の試験の免除は、免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に実施される電気通信主任技術者試験（総務大臣が天災その他の非常事態により電気通信主任技術者試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該免除に係る試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる電気通信主任技術者試験）に限り行うものとする。

2　この省令の施行の際現に旧規則第二十九条第一項の規定により認定を受けている養成課程であって、この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に終了する養成課程については、新規則第二十九条第一項の認定を受けた養成課程とみなす。

3　この省令の施行の際現に旧規則第四十条の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者は、この省令の施行の日に、新規則第四十条の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者とみなす。

4　この省令の施行の際現に旧規則第四十七条第二号の規定により総務大臣が同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めている者は、新規則第四十七条第四号の規定により総務大臣が同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めている者とみなす。